

議事要旨
(主な質問・意見と回答)

【議題第205号 「北九州市景観計画」の変更について(意見聴取)】

質問

今回の「北九州市景観計画」の変更について、これまでの関門景観条例に基づく関門景観形成地区を法定計画に盛り込む、下関市と合わせて行うという内容であり、大きな変更はないと考えてよいか。

回答

大きな変更はない。

質問

関門景観形成地域のレトロを中心とした一部エリアが門司港景観重点整備地区と指定が2つなされているが、法律的に問題ないか、矛盾していないか。

回答

法的に規制されていることではない。

景観規制というのは、基本的には外観の規制であり、対象地区の状況や景観誘導の目標や眺める場所、対象とする規模により、規制の内容が変わってくる。

景観重点整備地区は、都市の顔づくりを進める地区、既に良好な景観が形成されている地区など景観上重要な地区で、近景の視点からの建築物等に対するきめ細かな基準により景観向上を図ることを目的として定めている。

一方、関門景観形成地域は、関門海峡を取り囲んで一体感を持つ多様な表情のパノラマ景観を守り、育てるために、対岸や海からの中景や遠景の視点から、背景の山並みから突出しないというものや色彩を整える等に関する基準を定めており、広範囲にわたる景観誘導を目的としている。

このように、違う視点からの基準であり、両者は平成16年より運用しており、事業者や設計者から分かりにくいという意見はない。

また、それぞれの地区や地域においては、北九州市景観審議会や関門景観審議会を設置し、関係事項を審議することとなっており、第三者機関による行政手続きのチェック機能も果たしている。

運用面においては、パンフレットや、届出書についても重複を避ける等行っており、今後も工夫していきたいと考えている。

質問

関門景観形成地区を関門景観形成地域としたのはどのような意味か。

回答

景観計画の中には、既に広範囲にわたって特徴的な景観を有する臨海部産業景観形成誘導地域及び北九州空港周辺景観形成誘導地域の2地域を指定しており、そのカテゴリーの中に入れるということである。

従って、本市には、景観重点整備地区8地区と景観形成誘導地域2地域と関門景観形成地域の計3つになるということである。

意見

景観計画における概念の整合性を保つということであると理解する。

質問

カラ・ルネッサンスの取組みは、どのようになっているか。

山並みと建物がマッチングした景観の形成についてはいかがか。

また、既存の建物に対し、色彩変更の際に助成制度はあるか。既存も新規の建物も含めて、全体の景観のまちづくりをどうしていくかという展開は考えられるのか。

回答

カラールネッサンスの取組みは、臨海部産業景観形成誘導地域に踏襲しており、色彩誘導は活きている。

山並みのマッチングについては、関門景観においては、周りの古城山等を背景として、現在のところその中におさまっており、街並みとの調和を主眼に置いている。

色彩について、カラールネッサンスの色彩を決める際には、現状の色を調査し、周辺との調和を大事に、緩やかに誘導してきた。

新規の建物については、届出が必要であり、色の塗り替えの際には、過半を超えると届出が必要となっている。その際、その地域に合う色にさせていただくよう、設計者等と協議している。

さらに促進していくための支援について、現在、木屋瀬景観重点整備地区において修理・修景を支援しているものがある。今後、景観審議会等の意見を伺いながら考えてまいりたい。

【事務局説明 北九州市都市計画マスタープラン、北九州市都市計画審議会について】

質問

都市計画マスタープランには、その計画実現にかかるコストについて、記述はしないのか。

回答

都市計画マスタープランは、将来のまちづくりの方針や方向性を定めるもので、具体的に整備にかかるコストなどを述べるものではない。このマスタープランの方針に沿って、市の各プロジェクトは進むことになる。

質問

都市計画審議会が行う「審議」とは、どのような行為か。また、審議する都市計画にはどのようなものがあるのか。

回答

審議する都市計画として、道路や公園などの都市施設、用途地域、地区計画などがある。また、都市計画マスタープランのような、広い意味での都市のあり方のようなものについて意見を聴くこともある。審議とは、市が作成した都市計画の原案に対して、第三者的、中立的な視点で、その計画が妥当かどうかを判断することである。

質問

都市計画審議会の権限はどのようなものか。

回答

都市計画法その他法令によりその権限に属せられた事項の調査審議のほか、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議を行うこととなっており、都市計画法では、都市計画決定をするときは都市計画審議会の議を経なければならないことになっている。都市計画を決定するか否かの最終判断は市長が行うものだが、このまま決めてよいか否かを、都市計画審議会委員の皆様の専門的な意見を伺うということである。

なお、仮に、都市計画審議会で反対にあった場合、その計画の都市計画決定は事実上できないと解釈されている。

質問

都市計画審議会で都市計画の案の修正意見は付けられないのか。

回答

都市計画の原案を作成する手続きとして、住民、地権者との協議、案の縦覧を通じて、住民の意見を組んだ上で、都市計画審議会に図っており、審議会の段階で内容を変えてしまうことは、それまでの手続きが無効となる。よって、計画を修正するのであれば、原案を作る時点までフィードバックして検討し、再度、手続きを踏みなおすのが適切と考えられる。

質問

都市計画審議会の委員の構成の考え方は、どのようなものか。

回答

委員は、第三者的、中立な立場で審議することになっており、市議会議員についても、審議内容が市政に関係が深いこと、また、委員構成については政令で定められていることから委員として参加し、広い視点で都市計画に関する意見を伺うことになっている。

意見

都市計画決定は関係地権者にとって権利制限を伴うものであり、また、地域住民に対しても大きな影響を及ぼすものであるため、都市計画審議会の決定は重いものとなる。よって、調査審議にあたって、大きな事業や関係住民の数が多き事業については、資料だけでなく、可能な限り事前に現地を見て、自分の目で確かめることが大事である。